

## 肥料販売業務開始届出書及び添付書類について

- ◎販売者単位（法人単位、経営者単位）で届出してください。  
（販売店舗ごとではありません。）

### ①肥料販売業務開始届出書（2部）

#### ◎記入要領

○住所及び氏名（③申請者の確認書類に記載されているとおりに記入してください。）

- ・法人の場合 住所 = 本店（主たる事務所）の所在地  
氏名 = 商号（名称）、代表者の役職名及び氏名 ※
- ・個人の場合 経営者個人の住民票上の住所及び氏名

○販売業務を行う事業場の所在地

- ・本社等と同一の所在地であっても、法人名や個人名だけでなく、「本店・〇〇支店、〇〇商店」のような事業場名とあわせて所在地を記入してください。
- ・販売する事業場が複数あり、記入欄が不足する場合は、別紙に一覧表（様式任意）を作成し、「別紙一覧表のとおり」と記入していただいてかまいません。

○本県内にある保管する施設の所在地

「販売業務を行う事業場の所在地」と同じ場所の場合は、「2に同じ」で可。

- ◎受理後は、この届出書に受付処理（受付日、整理番号を記入）の上、1部を県の控えとし、もう一部を届出者に返送します。この受付処理済み届出書が肥料販売業者の手續がなされたことの証明になりますので、大切に保管するとともに、記載内容に変更があるときは、変更の手續をしてください。

### ②販売肥料の概要（1部）

#### ◎記入要領

（1）主要販売肥料銘柄（登録番号等）

- [1] 取り扱う肥料が多数ある場合は、主な肥料数点のみで可。
- [2] 取り扱う肥料の袋を確認し、該当の肥料が特殊肥料や販売業者保証票などの理由で登録番号等が分からないときは、「番号不明」と記入してください。
- [3] 肥料が生産手続中のため、登録番号等がついていないときは、「手続中」としててください。

（2）仕入元

- ・仕入れ販売のとき・・・肥料を仕入れられる業者名
- ・自ら生産のとき・・・「自社生産」、「自己生産」など

(3) 販売形態

- ・店舗販売、注文販売、通信販売、卸売り、稲わら交換、無償配布 など

(4) 販売先

- ・一般消費者、農家、ホームセンター、小売店、農協、〇〇株式会社 など

③届出者の確認書類 (いずれか該当するものを1部)

※ 届出の日から概ね3か月以内に発行されたものをご使用ください。

[1] 申請者が法人の場合

登記簿抄本 (コピー不可)

[2] 申請者が個人の場合

経営者の方個人の住民票の写し (コピーではありません)

④最寄りの交通機関から販売業務を行う事業場までの見取図 (1部)

販売業務を行う事業場が複数ある場合は、それぞれの地図を添付してください。

⑤切手を貼った返信用封筒 (長形3号封筒以上のもの)

○返信内容・・・通知文、受付処理をした届出書 計2枚

※届出件数が増えるごとに「受付処理をした届出書」の枚数が増えます。

長形3号封筒 (定形郵便)、角形2号封筒 (定形外郵便) 等、規格、枚数 (重量) に応じた切手を貼り付けしてください。